道資 報 料

令和5年12月19日 総務部法務文書課 県政情報公開係 杉村、足立 直通 0742-27-8348 庁内内線 2341、2349

奈良県情報公開審査会の第282号答申について

行政文書の一部開示決定に対する審査請求についての諮問第457号事案に関して、下記のとお り、奈良県情報公開審査会から奈良県知事に対して答申されましたのでお知らせします。

記

答申の概要 1

申:令和5年12月18日 0 答 実 施 機 関:医療政策局 疾病対策課

 \bigcirc 受動喫煙にかかる意見交換議事録(日時:平成30年5月9日(水)11:00 対象行政文書:ア \sim 11:45)

イ 受動喫煙防止に係るチラシ及び平成 30 年 5 月 21 日付け FAX 送信票

諮問に係る処分と理由

定:一部開示決定 決

- 審査会の結論:実施機関は、審査請求の対象となった情報のうち、法人職員の発言について開 示すべきである。
- ◎ 判 断 理 由:
 - 1 本件行政文書について

平成30年7月に健康増進法の一部を改正する法律が成立し、令和2年4月1日より多くの 人が利用する全ての施設において、原則屋内禁煙とするよう義務づけられた。

実施機関では、これまでも受動喫煙対策に取り組んでおり、法改正に向けて、さらなる対策 を進めてきた。

実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、奈良県議会議員(以下「本件議員」 という。)立会のもと実施された奈良県○○○○○○組合関係者、○○関係者及び実施機関に よる受動喫煙に係る意見交換の議事録、受動喫煙防止に係るチラシ及び FAX 送信票を特定した。

審査請求の対象となった本件不開示情報について

審査請求人は、本件不開示情報のうち○○職員の発言及び本件議員の発言の開示を求めてい る。

実施機関は、本件不開示情報のうち、○○職員の発言は個人の姓及び役職に係る記述(以下 「本件不開示情報1」という。)であって、条例第7条第2号に該当するとして不開示、また 本件議員の発言は個人の趣向に係る記述(以下「本件不開示情報2」という。)であって、条 例第7条第2号に該当するとして不開示としている。

3 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日 その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」(前段)、「又は特定の個人を 識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるも の」(後段)を原則として不開示情報とする旨規定している。すなわち、本号にいう「個人に関 する情報」とは、氏名、住所のほか、思想、信条、職業、収入、資産、家族関係等個人に関する 一切の情報をいうものである。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行と して公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財 産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等 である場合において、当該情報がその職務遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該 公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号 の不開示情報から除外することとされている。

(1) 個人の姓及び役職について

実施機関は、本件不開示情報1は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号に該当すると主張している。

当審査会が本件行政文書を見分したところ、本件不開示情報1は、受動喫煙の健康影響に関する研究者個人(以下「本件研究者」という。)の姓及び役職であることが認められた。個人の姓及び役職は特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2号本文に掲げる個人に関する情報に該当する。

次に、同号ただし書について検討する。

同号ただし書アは、条例第7条本文に該当する情報であっても、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報については不開示情報から除外することとしている。

そうすると、本件不開示情報1が法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるかどうかが問題となる。

研究者や研究機関における研究活動は、研究の成果を社会に対して適切な時期に適切な方法により公表し、還元することが一般的である。また、研究者の氏名及び研究機関の名称についても、研究を遂行した者として説明する立場にあることから、研究成果に付随する形で公になることが一般的であると言える。

そこで、事務局に本件研究者の研究活動や研究成果の公表に関して調査させたところ、インターネット上で多数公開されており、受動喫煙に関連した研究を行っていることや本件研究者の所属及び役職が公開されていることが確認できた。したがって、本件研究者の姓及び役職は、受動喫煙の健康影響の研究者として、慣行として公にされているものと認められる。

これらのことから、これを公にすることを義務づける法令等の規定はなく、実施機関において公にする慣行もないとする実施機関の主張は認められず、本件不開示情報1は、同号ただし書アに該当する。

以上のことから、本件不開示情報1は、条例第7条第2号の不開示情報には該当しない。

(2)個人の趣向に係る記述について

審査請求人は、本件不開示情報2は個人の趣向に係るものではなく、また本件議員が喫煙者であることは明らかにされている事実であって、喫煙は嗜好といえるものではなく趣向でもない、本件行政文書における意見交換会に本件議員が立ち会ったのも、自身が喫煙者でタバコ業界に近い立場であるという動機が大きいと考えられることから、本件不開示情報2は公務員としての立場を超えた私人としての情報とは言えないと主張しているので、以下検討する。

当審査会が本件行政文書を見分したところ、本件不開示情報2は本件議員のたばこに関する発言であることが認められた。条例第7条第2号本文に掲げる「個人に関する情報」とは、氏名、住所のほか、思想、信条、職業、収入、資産、家族関係等個人に関する一切の情報をいうものであるが、本件不開示情報2のように個人の喫煙又は嫌煙に関する思考や行動は、個人の趣向、思想、信条を表現するものであるといえ、本件不開示情報2は条例第7条第2号本文に掲げる個人に関する情報に該当する。

次に、同号ただし書について検討する。

ただし書ウは、条例第7条本文に該当する情報であっても、当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分については不開示情報から除外することとしている。地方議会の議員は、地方公務員法において地方公務員の特別職とされているので、公務員に該当する。そして、「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が、その担任する職務を遂行する場合における諸活動についての情報を意味し、職務としての会議への出席、発言などに関する情報が含まれると解されており、当該職務の遂行の内容に係る部分については不開示情報から除外することとしている。

そこで、本件議員の立会のもと実施された意見交換における本件議員の発言が、公務員である本件議員の職務の遂行に係る情報であるかどうかが問題となる。

本件議員の発言によると、当該意見交換は、本件議員が受動喫煙についての意見交換の場として設定したことがわかる。そして当該意見交換は、受動喫煙の健康への影響や健康増進法の改正後の受動喫煙対策等に関するものであったと認められ、本件議員の健康増進法に関連した職務の活動といえる。しかし、本件不開示情報2は、本件議員個人の喫煙又は嫌煙に関する思考や行動に関して発言しているものであり、職務の遂行の内容とまでは認められない。

したがって、本件不開示情報 2 は、公務員等の職務遂行の内容に係る情報に当たらないため同号ただし書ウに該当せず、また同号ただし書ア及びイに掲げる情報のいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、本件不開示情報2は、条例第7条第2号に掲げる不開示情報に該当する。

2 事案の経緯

① 開示請求
② 決定
③ 審查請求
④ 諮問
⑤ 経
○ 中和4年 9月 8日付けで一部開示決定令和4年12月12日令和5年 1月13日令和5年 7月 6日 第267回審査会審議令和5年 8月 3日 第268回審査会審議令和5年 9月11日 第269回審査会審議令和5年10月16日 第270回審査会審議